

偏見・差別とプライバシーに関する
ワーキンググループ
これまでの議論のとりまとめ（概要）
令和2年11月

新型コロナウイルス感染症対策分科会
偏見・差別とプライバシーに関するワーキンググループ

偏見・差別とプライバシーに関するワーキンググループ これまでの議論のとりまとめ（ポイント）

ヒアリングや調査等により把握した偏見・差別等に関する実態及びその考察を踏まえ、国や地方自治体、関係団体・NPO・報道関係者等が今後更に取組みを進めるに当たり踏まえるべきポイントと提言をとりまとめ。引き続き、関係省や地方自治体等の施策について、本WGが助言・支援を行う。

偏見・差別等の実態

- ① 医療機関・介護施設やその従事者、家族等への差別的な言動
 - ・感染者が発生した医療機関及び医療従事者等に対する誹謗中傷、暴言、苦情、職員への嫌がらせ
 - ・医療従事者等の子どもに対するいじめや一部の保育所等での登園拒否 等
- ② 学校や学校関係者等への差別的な言動
- ③ 勤務先に関連する差別的な言動
 - ・検査陽性を理由とする雇止め
 - ・家族の入院した医療機関に感染者が入院している等による、勤務先からの検査や出勤停止の要請 等
- ④ インターネットやSNS上での差別的な言動
 - ・感染者や家族の勤務先・行動履歴等のSNS上での暴露、誤情報の拡散 等
- ⑤ 職業・国籍を理由にした誹謗中傷、県外居住者や県外ナンバー所有者への差別的な言動 等
 - ※ 陰口や悪口から権利侵害に該当し損害賠償や刑事罰等の法的制裁の対象となる違法行為まで、様々なレベルが存在。
- ⑥ 個人に関連する情報を含む詳細な報道
 - ・感染者と濃厚接触者の人物関係の図示、感染者の職業や詳細な行動履歴、子の通う学校名の報道 等

関係者によるこれまでの取組み

これまで、国や地方自治体、民間団体等において、偏見・差別等の防止に向けた注意喚起・啓発・教育、相談、SNS等における誹謗中傷対策等を、様々な形で講じてきている。

- ・政府広報、啓発資料作成・HP掲載、大臣メッセージ、等【関係各省】
- ・動画配信、広告、首長メッセージ、共同宣言 等【地方自治体】
- ・法務省人権擁護機関や都道府県労働局等による相談 等【関係各省】・相談窓口設置・SNS等のモニタリング 等【地方自治体】
- ・日本弁護士連合会・各弁護士会による電話相談、法テラス・セーフアインターネット協会による相談【民間団体等】

偏見・差別等の防止に向け関係者が今後更なる取組みを進めるに当たっての主なポイントと提言（1）

【「平時」から取り組むべきこと】

① 感染症に関する正しい知識の普及、偏見・差別等の防止等に向けた注意喚起・啓発・教育の強化

- まず、感染症リスクに関する正しい知識が、できるだけ多くの市民に共有されることが必要
- 正しい知識の普及と併せて、関係各省や地方自治体、専門職団体、NPO等が、「偏見・差別等の防止、正しい情報の選択、冷静な判断を呼びかける啓発」を両輪で進めるべき

※ 差別的な言動の抑止に直接的な効果が期待できる知識：新型コロナウイルス感染症は気を付けても誰でも感染する可能性がある、個人の感染やクラスター発生の原因特定は非常に困難、科学的根拠の乏しい過度な対応は行わなくてよい 等

- 児童・生徒や保護者に対する、感染症に関する教育や人権教育の充実も重要
- 政府は、知見の共有等を図りつつ、統一的なウェブサイトやSNS等のツールを用いた情報発信の強化、効果的なイベントの実施、取組みの横展開に資するための好事例の収集・発信等を進めてほしい

② 相談体制の強化

- 国・地方自治体・NPO等の各相談窓口の特徴を整理し、インターネット等で周知
- 相談内容に応じて適切な機関に事案を引き継ぐため、平時からの関係機関の相互連絡を徹底
- 研修等を通じ、国設置のものを含む各相談窓口が感染症に関する正しい知識を得て適切な相談対応を実施
- いくつかの都道府県で既に実施されているような外国人向けの相談窓口における対応は、今後重要
- 相談対応日数の拡大やSNS等を活用した相談など、相談しやすい環境整備も検討されるべき

③ 悪質な行為には法的責任が伴うことの市民への周知

- 差別的な言動の抑止のため、まずは政府において、これらの行為には民事・刑事上の責任が発生する場合もあること等を周知してほしい

④ 新型コロナウイルス感染症の特性を踏まえた情報公表に関する統一的な考え方の整理

- 政府は、地方自治体が行う情報の公表に関し、まん延防止に資する情報に限って公表すること、個人情報保護とまん延防止に資する情報公表の要請のバランスをとることを基本として、新型コロナウイルス感染症に則した国としての考え方を示すことを検討してほしい

偏見・差別等の防止に向け関係者が今後更なる取組みを進めるに当たっての主なポイントと提言（2）

⑤ 報道の在り方

- 報道関係者には、このウイルスの特性に適した問題設定を持った報道、知る権利への奉仕と感染者の個人情報保護のジレンマに正面から向き合った報道、誤った風説に対するファクトチェックなどの役割に期待
- これまでの報道をめぐって、自律的に、不断に検証を進めることも重要

⑥ 新型コロナウイルス感染症対策に関する施策の法的位置づけ等

- 政府は、啓発・教育や相談など偏見・差別等防止のための対策全般について、感染症法や特措法に基づく施策としての位置付けを検討してほしい
- 政府は、地方自治体がこれらの施策を推進するため、専門的な見地からの支援や財政支援をはじめとする各種支援策を講じてほしい

【クラスター発生時等の「有事」に取り組むべきこと】

⑦ 保育所等への感染対策等の支援

- 医療機関等の社会機能を維持する職業に従事する者の子どもの保育を確保するため、地方自治体が感染対策の重点的な支援を行い、感染症流行時においてもできるだけ閉鎖されないようにすることが必要。

⑧ 地方自治体や専門家等による情報発信、応援メッセージ等の発出

- 国・地方自治体は、有事対応中においては特に、感染者等への懲罰的なメッセージは避けるべき
- むしろ、専門家との協働等により、感染症に関する正しい知識や、感染者等を温かく見守るべきこと等を発信すべき
- 行政のトップ自らが偏見・差別等を許さない等のメッセージを発信することにも、大きな意義

**偏見・差別とプライバシーに関する
ワーキンググループ
これまでの議論のとりまとめ**

令和2年11月

目 次

1. 本とりまとめの経緯、趣旨	- 1 -
2. 偏見・差別等の実態等	- 2 -
(1) 偏見・差別等の実態	- 2 -
① 医療機関・介護施設や医療・介護従事者及びその家族等に対する差別的な言動	- 3 -
② 学校や学校関係者等に対する差別的な言動	- 4 -
③ 勤務先に関連する偏見・差別等の行為	- 5 -
④ インターネットや SNS 上での差別的な言動	- 5 -
⑤ 個人に関連する情報を含む詳細な報道	- 6 -
⑥ その他の偏見・差別等の行為	- 6 -
(2) 差別的な言動の法的評価	- 7 -
(3) 関係者による偏見・差別等の防止・抑制に向けたこれまでの取組み ...	- 8 -
① 感染症に関する偏見・差別等の防止に向けた注意喚起・啓発・教育 ...	- 8 -
② 偏見・差別等に関する相談、SNS 等における誹謗中傷対応等	- 11 -
3. 今回の事例等を通じて考察できる論点	- 14 -
① 医療機関や社会機能を維持する職業への偏見・差別等の行為	- 14 -
② 行政情報の公開における課題	- 15 -
③ リスクコミュニケーションの必要性	- 16 -
④ 流行地域と非流行地域の分断	- 17 -
⑤ 報道機関の役割	- 17 -
4. 偏見・差別等の防止に向け、関係者が今後更なる取組みを進めるに当たってのポイントと提言	- 18 -
(1) 感染状況が落ち着いている「平時」から取り組むべきこと	- 18 -
① 感染症に関する正しい知識の普及、偏見・差別等の防止等に向けた注意喚起・啓発・教育の強化	- 18 -

② 感染者等に対する差別的取扱、誹謗中傷等を禁止する旨の条例の制定等 . . .	- 19 -
③ 偏見・差別等に関するへの相談体制の強化、SNS 等における誹謗中傷への対応等	- 20 -
④ 悪質な行為には法的責任が伴うことの市民への周知	- 20 -
⑤ 新型コロナウイルス感染症対策の特性を踏まえた情報公表に関する統一的な 考え方の整理	- 21 -
⑥ 非流行地における啓発等	- 22 -
⑦ 報道の在り方	- 22 -
⑧ 新型コロナウイルス感染症対策に関する施策の法的位置づけ等	- 22 -
(2) クラスタ発生時等の「有事」に取り組むべきこと	- 23 -
① 報道機関への対応	- 23 -
② 保育所等における感染対策等の支援	- 23 -
③ 地方自治体や専門家等による情報の発信	- 24 -
④ 「偏見・差別等の行為は許さない」メッセージや応援メッセージの発出	- 24 -
-	
(3) 謝辞及びWGの今後の役割	- 25 -
5. 終わりに	- 25 -

偏見・差別とプライバシーに関するワーキンググループ

これまでの議論のとりまとめ

1. 本とりまとめの経緯、趣旨

新型コロナウイルス感染症流行の早期には、クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」の乗客・乗員、さらに最前線で感染者¹の治療にあたってきた医療従事者やその家族等に対する差別的な言動²が発生した。特に、医療従事者については、差別的な言動による医療従事者らの離職等が医療機関の機能不全の原因となるおそれ懸念された。

その後も、感染者の存在やクラスター発生を公表した学校、事業所、保育所や介護施設等の関係者らへの差別的な言動の事例や、感染症の流行が拡大している地域の住民、そこからの帰省者や来訪者への差別的な言動の事例等が散見された。

このような感染者やその家族、勤務先等に対する不当な扱いや誹謗中傷は、人権侵害に当たり得るのみならず、感染後の差別的な言動への恐怖心から、体調不良時の受診遅れや、陽性判明後の保健所の積極的疫学的調査への協力を拒否することなどにつながり、結果として感染防止対策に支障を来すおそれもある。

これらの差別的な言動に対して、これまで、政府の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議は、本年3月19日からの累次の提言において、感染者・濃厚接触者とその家族、医療・介護・福祉従事者やその家族に対する偏見や差別につながるような行為は断じて許されないこと、報道機関に対しては個人情報

¹ ここでの「感染者」とは、新型コロナウイルス感染症と診断がついて感染症法上等の措置の対象となった方々を指す。無症状の検査陽性者や、回復者も含む。

² ここでの「差別的な言動」とは、本感染症に関する誤解・偏見に基づく、本人にとって不当で不利な扱い、誹謗中傷、負の烙印（スティグマ）の付与やレッテル貼り（ラベリング）、第三者や公共空間への暴露（アウトティング）、個人特定やプライバシー侵害行為、その他これらに類する行為の総称として用いる。

保護と感染症対策を両立させる観点から、特段の配慮をお願いしたいこと、政府や地方自治体に対しては、悪質な偏見や差別の撲滅に向け、その時点で最新かつ確かな知識の周知に努めるとともに、人権が侵害されるような事態が生じないように適切に取り組むこと等を提言してきた。

また、令和2年3月28日に策定された新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）に基づく「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年5月25日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）では、政府は、感染者・濃厚接触者や医療機関・医療関係者その他の対策に携わった方々に対する誤解や偏見に基づく差別を行わないことの呼びかけを行うこととされた。（資料1参照）

この間、国や地方自治体、民間企業・団体による啓発や相談の実施など、差別的な言動の防止に向けた官民の取り組みも進められるようになり、社会の問題意識も高まって、被害を受けた人々に対する激励や共感を示す市民も増えている。

こうした状況の中で、本年7月6日に開催された政府の第1回新型コロナウイルス感染症対策分科会において、この問題を議論するワーキンググループの設置が提案された。これを受け、同分科会の下に「偏見・差別とプライバシーに関するワーキンググループ」（以下「本WG」という。）が開催されることになり、新型コロナウイルス感染症に係わる偏見・差別等の実態やそれを踏まえた今後の取り組み等について、本年9月1日以降4回にわたり、ヒアリングや議論を行ってきた。

本報告書は、本WGにおいてこれまでのヒアリング等によって把握した偏見・差別等の実態、及びこれに関する関係者の取り組み、そこから考察できる論点、及び国や地方自治体、関係団体・NPO等が今後更なる取り組みを進めるに当たって踏まえるべきポイントや提言を取りまとめたものである。

2. 偏見・差別等の実態等

(1) 偏見・差別等の実態

本WGでは、新型コロナウイルス感染症に関連する差別・偏見等の実態を把握するため、様々な関係団体・機関からヒアリング等を実施した。具体的には、第2回WG（令和2年9月24日）において、報道関係団体とネット事業者

団体からヒアリングを実施した。また、第3回WG（令和2年10月16日）において、医療機関や学校等を含む関係5団体等からヒアリングを実施した。さらに、全国知事会には、全国各地での実態に関する調査を実施していただき、情報提供を受けた。そのほか、関係団体、関係各省等からも、資料提出を求めるなどの方法で事例収集を行った。

その結果、様々な場所で様々な態様による差別的な言動が発生したことが明らかになった。以下では、これまでのヒアリング等により把握した差別的な言動を示す（資料3、4参照）。

① 医療機関・介護施設や医療・介護従事者及びその家族等に対する差別的な言動

（主な事例）

- ・ 感染者が発生した医療機関・介護施設等に対する周辺地域からの誹謗中傷、暴言、苦情。
- ・ 医療・介護従事者への誹謗中傷（「近寄るな」等の暴言、消毒薬を噴霧するなどの行為等）や兼務する別の勤務先からの出勤拒否。
- ・ 医療・介護従事者の子どもに対するいじめや一部の保育所等での登園拒否、医療・介護従事者の家族に対する勤務先による出勤拒否。
- ・ 感染した医療・介護従事者やその家族の勤務先名や実名、事実と異なる情報のSNS上での拡散。
- ・ 感染者が発生した他の高齢者福祉施設と誤認され、利用者のサービス利用が減少。
- ・ 感染者が発生した医療機関への医師派遣の停止、当該医療機関からの入院患者の転院や他施設入所の拒否、配送業者等による院内への搬入・検品等の拒否。

典型例として、ヒアリングに協力いただいた相模原中央病院の例がある（資料3参照）。

令和2年年2月17日、神奈川県と相模原市は、国内初の死亡患者を担当していた看護師が感染したことを公表した。ヒアリングでは、病院の外観が空撮などで大きく取り上げられ、連日のように報道が続いたり、直接関連のない記事に外観画像が使用されたりすることにより、職員全員が新型コロナウイルスに感染しているかのようなイメージが作られたことが契機となって、医療機関としての機能を喪失する過程が明らかとなった。

公表の直後から、医師の派遣や入院患者の転院の拒否が続いたほか、職員

の子の託児所の受け入れ拒否や、学校から子どもの自宅待機指示が続くようになり、病院は2月19日に「職員や家族がいわれのない差別的扱いを受けている」とする文書を公表せざるを得なくなった。さらに、医療機関の機能を維持する事業者が病院への出入りを差し控えるようになった。

人的物的な困窮により、休診していた外来診療の早期再開が困難となったが、3月24日より外来診療を再開した。病院を応援する報道も出てきたこと、診療にあたった医師が症例報告を日本感染症学会のウェブサイトにて発表し、当時の院内の状況や医療従事者の心情が広く知られることによって風向きが大きく変わったとのことであった。

② 学校や学校関係者等に対する差別的な言動

(主な事例)

- ・ 感染者が発生した学校に対する周辺地域からの誹謗中傷、暴言、感染した生徒を中傷する電話。
- ・ 学生寮やクラブ活動等における大規模なクラスター発生時の当該学校の学生・関係者すべてに対する中傷や来店拒否。
- ・ 学校公式ブログの活動紹介の生徒写真が SNS 上に流出し、批判とともに拡散。

典型例として、ヒアリングに協力いただいた立正大学淞南高等学校の例がある(資料3参照)。

令和2年8月9日、島根県と松江市は、立正大学淞南高等学校のサッカー一部の寮でクラスターが発生し、生徒と教員計88名が検査陽性となったと発表した。最終的に計108名の陽性が確認された。

ヒアリングでは、規模の大きなクラスターであった点に注目が集まる報道を発端として、感染対策以外にも報道や誹謗中傷、保護者からの苦情等の対応に追われた経緯が明らかにされた。8月31日までに、のべ98件の苦情、207件の報道機関からの問い合わせ、71件の激励が届いたとのことであった。住民から生徒や学校への監視が行われ、生徒やその家族が日常生活を継続できない事例も相次いだ。さらに、同校の生徒の写真などがネット上で誹謗中傷に晒され、それが報道されることによってさらなる誹謗中傷を招く結果となった。

その後、サッカー関係者からの激励や、奮闘する高校の対応に対する好意的な報道なども行われるようになり、事態は改善に向かった。また、学校ではオンラインミーティングやメッセージ配信等により生徒の心のケアが行わ

れた。

なお、島根県から人権侵犯の疑いで通報を受けていた松江地方法務局は、プロバイダ等に削除要請を行ったとのことである。

③ 勤務先に関連する偏見・差別等の行為

新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、職場においても感染に起因する差別的な言動やハラスメント、いじめに関する相談が相談窓口にも数多く寄せられており、例えば日本労働組合総連合会（連合）に寄せられた相談件数は、例年と比較しても 1.5 倍程度となっている。

特に、医療従事者や社会機能の維持に関わる職業に就いている者等に対する差別的な言動の実態が、相談内容からも明らかになっている。

（主な事例）

- ・ 家族の検査陽性又は感染による自宅待機を理由とする有給休暇取得等、正当な理由がある行為に対する職場からの始末書提出の指示。
- ・ 家族の入院している医療機関に感染者が入院している等の理由による、勤務先からの検査や出勤停止等の要請。
- ・ 検査陽性又は感染を理由とする勤務先からの雇止め。
- ・ 運送事業者の社内における県をまたいで移動する長距離トラックドライバーへの嫌がらせ。

④ インターネットや SNS 上での差別的な言動

今回、インターネットや SNS の普及に伴い、自治体やマスメディア等によって公表される限られた情報をもとに、感染者本人やその家族、濃厚接触者等の個人が特定され、SNS 上で実名、写真などの個人情報が拡散されたり、特定の個人を中傷する内容の書き込みがされた事例が見られた。また、自治体公表前に自宅待機している児童・生徒を感染者かのように噂し、それが拡散したなど噂や誤情報が差別を引き起こした事例や、事実とは異なる情報が SNS やインターネット上で流布し、風評被害により営業が困難となる事例も見られた。

このような行為については、感染者本人やその家族等にとどまらず、誰もが対象となる可能性がある。

（主な事例）

- ・ インターネット上での感染者の写真検索、いわゆる犯人捜し。

- ・ 地方自治体が公表した地域名や行動歴から感染者本人やその家族を特定した上でのインターネット上での非難や誹謗中傷。
- ・ 感染者及び家族等の勤務先、立寄り先等の行動履歴の情報が SNS 上に拡散。
- ・ 感染者とは別の者が感染者として拡散され、その者の店舗経営に支障を来すなど、誤情報の拡散による被害。

⑤ 個人に関連する情報を含む詳細な報道

新型コロナウイルス感染症に関する報道は多くなされたが、発生直後を中心に、感染者やその家族、クラスターに関する個々の事例について、個人に関連する情報も含めて詳しく報道されたり、日々更新されたりする事例があった。こうした報道を足がかりとして、個人や家族を特定する行為や差別的な言動が、インターネットや SNS 上で喚起された可能性が考えられる。

また、地方自治体が感染者等について詳細な情報を公表し、報道機関がそのまま報道した事例や、複数の情報源や取材を組み合わせることにより地方自治体が発表した情報よりも詳細な内容の報道に至ったことが窺われる事例もあった。

(主な事例)

- ・ 感染者と濃厚接触者、クラスターの人物関係の図示と更新。
- ・ 院内感染が発生した有力な原因があるかのように報じた事例。
- ・ 感染者の子どもの学校名の報道。
- ・ 感染者の職業と詳細な行動履歴に関する報道。
- ・ 行動の自粛を呼びかけられていた場所へ旅行や帰省をした人や、健康観察期間中に旅行をした人の所属や国籍等に関する報道。

⑥ その他の偏見・差別等の行為

これまで述べた以外にも、新型コロナウイルスに関連した差別的な言動には、次のような事例が挙げられる。

- ・ 不特定多数の人と接する、または県境を跨ぐといった業務内容の職業に従事する者に対する偏見、誹謗中傷。
- ・ 行動履歴や職業、国籍を理由としたデマや偏見、誹謗中傷。
- ・ 県外在住者や県外ナンバー車所有者等に対する差別的な言動、サービスの利用拒否。
- ・ 感染者本人を特定した上でのサービス利用の拒否。

- ・ 外国籍の人に対する新型コロナウイルスに関連した差別的な張り紙。
- ・ 歓楽街に従事する人々に対する嫌がらせ。

(2) 差別的な言動の法的評価

(1) で列挙した行為の中には、陰口や悪口から、明らかな権利侵害に該当する違法行為まで、様々なレベルのものが存在する。

新型コロナウイルスによる感染は、誰にでも起こり得るものであり、検査陽性や感染の事実のみを捉えて、何か落ち度があったかのように感染者・回復者やその家族・関係者を非難したり中傷したりすることが不当であることは言うまでもない。このような行為は、非難を恐れての受診や検査の忌避を招きかねない行為であり、感染拡大や感染者の重症化に繋がりがかねないのであって、社会に対して危険をもたらしうる行為でもある。また、感染者等を貶めるような言動を公然と行えば、たとえ感染したことが事実であっても、名誉毀損となる可能性があり、感染者等の身元やその行動経路を探索して晒す行為は、プライバシーの侵害となりうる。更に、感染者等に対する合理的な理由のない差別的な言動は、その人格とその尊厳を傷つける違法な行為と評価され得る。これらの行為は、単に「望ましくない行為」に留まらず、それを超えた「違法行為」として法的な制裁の対象となる場合がある。

例えば、他人の名誉を毀損する行為、プライバシーを侵害する行為、不平等な差別的取扱いによって人格とその尊厳を傷つける行為は、いずれも民法上の不法行為（民法 709 条）と評価され、損害賠償を請求されることがある。また、名誉棄損罪（刑法 230 条）、侮辱罪（同法 231 条）、信用棄損罪及び業務妨害罪（同法 233 条）、威力業務妨害罪（同法 234 条）、強要罪（同法 233 条）、器物損壊罪（同法 261 条）など、刑法上の犯罪として、処罰の対象となるものもある。

更に、検査陽性や感染を理由とする職場でのハラスメントは、職場の適正な環境を害したものとして行為者が不法行為責任を問われるだけでなく、会社も使用者として責任を負うことがある。また、感染者等の出勤を合理的な期間を超えて長期間停止させたり、退職を強要したりすることは、不当な解雇・労働条件変更として、損害賠償や処分無効となり得る行為である。

このように、感染者等に対する差別的な言動は、単に「望ましくない行為」を超えた「違法行為」に該当する可能性があり、法的制裁の対象となる場合があることは、広く周知される必要がある。

また、当初は単なる悪口であった行為が、類似の報道や SNS などによって増幅されることにより、権利侵害に結びつくということも実例から明らかに

なっている。したがって、発生の当初から、悪口・陰口レベルであるからと言って放置せずに、偏見・差別等の行為としての違法行為に発展しないように注意していく必要がある。

なお、今回、日本弁護士連合会に御協力いただき、これらの行為の法的評価についてQ & Aを作成していただいた³（資料2参照）。

(3) 関係者による偏見・差別等の防止・抑制に向けたこれまでの取組み

新型コロナウイルス感染症に関する偏見・差別等に対しては、発生直後から、国や地方自治体、関係団体・NPO等により、防止に向けた様々な対応が行われてきており、今回、都道府県を中心に、多くの取組みが行われていることがわかった。以下は、今回のヒアリング等で把握した取組みの例である。

① 感染症に関する偏見・差別等の防止に向けた注意喚起・啓発・教育

i) 地方自治体による対応

全国知事会による調査によれば、すべての都道府県内において、偏見・差別等の行為やいじめの防止に向け、動画配信、テレビ・新聞・ラジオ広告、首長メッセージ、ポスターやリーフレット等の作成、キャンペーンの実施等による啓発が実施されている。例えば、県内プロスポーツチームの協力のもと偏見・差別等の行為の禁止を呼びかける動画等を制作する秋田県、サンガスタジアム等を活用して動画による啓発を行った京都府等、地域に根差した組織や施設等と一体となって啓発に取り組んでいる事例も報告された。

また、全国知事会において人権メッセージを発信したほか、各都道府県においても市町村や関係機関と連携して共同宣言を発出している。更に、例えば香川県では民間と連携して“参加型・ボトムアップ型”のアプローチを組み込んだキャンペーンによって啓発の輪を広げるなど、様々な広報媒体を活用して周知を行っている。

教育関係においても、各地方自治体で、いじめ防止に向け、教材の作成・活用や児童・生徒に寄り添った相談等を実施している。「不確かな情報に惑わされず正しい情報を得ようとする姿勢」や「差別的な言動に同調せずそれらを批判的に捉えられる判断力」を育み、偏見・差別等の行為や、いじめをなくす

³ このQ&Aは、あくまで一般論を示すものであり、実際の法的評価は個々のケースに応じて行われるべきである。

行動につなげるため、ケーススタディの掲載や家庭でも活用しやすいよう絵本に近いものにするなど工夫を凝らしながら人権学習教材の作成・活用を図っている。

また、スクールカウンセラー、SNS 相談窓口の活用を促すとともに、効果的な活用例を教職員へ周知するなど、児童・生徒の心のケアにも取り組んでいる。

市町村においても、例えば茨城県下妻市で、感染者やその家族、医療従事者等への差別的な言動をなくすため、正しい知識の普及啓発を進める内容の条例を制定する等、様々な取組みが進められている。

ii) 関係各省による対応

内閣官房においては、政府広報等により、医療従事者をはじめとする関係者への人権上の配慮を呼びかけるテレビスポット CM や、偏見・差別等の行為に関する取組みについての国務大臣動画メッセージのホームページ掲載等を行っている。

厚生労働省においては、ホームページ上に、日本赤十字社の差別や偏見防止に関する資料、医療従事者向けの感謝のポスターのほか、一般の方向けの啓発資料を示している。また、社会機能を維持するために就業が必要な医療従事者等の子どもに対する保育所などにおける預かりの拒否等に関して、医療従事者等は感染防御を十分に行った上で対策や治療に当たっていること、市町村等においては医療従事者等の子どもに対する偏見・差別が生じないように十分配慮することを徹底する事務連絡を本年4月に発出している。

法務省においては、法務大臣から、感染者・濃厚接触者や医療従事者、その家族等に対し、誤解や偏見に基づく差別を行わないよう呼びかけが行われるとともに、被害にあった場合には人権相談窓口を活用してほしい旨の呼びかけが行われた。また、ホームページや SNS、新聞や広報誌など様々な媒体により不当な差別を行うことは許されないことを繰り返し呼びかけるとともに、人権相談窓口の周知等が行われている。また、インターネット上の誹謗中傷等に係る人権啓発活動として、児童やその保護者を対象とした啓発冊子や啓発動画の作成、人権教室の実施、SNS 利用に関する人権啓発サイトの開設などを行っている。

文部科学省においては、新型コロナウイルス感染症に関連した児童生徒等に対する差別や偏見の防止や発生時の対応について各都道府県教育委員会や学校に周知するとともに、本年8月には新型コロナウイルス感染症は誰もが感染する可能性があること、感染者に対する偏見・差別は許されないことな

どを内容とする児童生徒等向け、教職員向け、保護者・地域住民向けに大臣メッセージを発出した。また、インターネット上の誹謗中傷等に関するトラブルを防ぐための情報モラル教育の充実に向けて、教員向け指導資料の作成や、スマートフォン等をめぐるトラブル防止のための児童生徒等向け啓発資料の作成等を行うとともに、子どもたちが新型コロナウイルス感染症に対する不安から陥りやすい差別や偏見などについて考えるための啓発動画等を作成し、周知を行っている。

iii) 民間団体等による対応

民間団体等でも様々な取組みが実施されており、その一例として、愛媛県の有志グループによる市民運動「シトラスリボンプロジェクト」がある。このプロジェクトは、コロナ禍で生まれた感染者や医療従事者等への偏見・差別を、思いやりの輪を広げることによりなくしていこう、また、安心して検査を受けられる雰囲気醸成し、感染拡大防止にもつなげていこうという取組みである。

このほか、今回のヒアリングで、日本弁護士連合会及び日本看護協会からそれぞれ、差別のない社会を築くための会長声明及び感染症拡大に伴う法的課題や人権問題に取り組む宣言、著名人による看護職への応援メッセージやコンビニエンスストアの協力を得たキャンペーンといった取組みが報告された。

iv) 報道機関による対応

一般社団法人日本新聞協会及び一般社団法人日本民間放送連盟においては、新型コロナウイルス感染症に関する偏見・差別等の行為についての専門家との意見交換を行ってきた。本年5月に発出した共同声明⁴では、「正しく恐れ、人をいたわる。そのような姿勢が社会全体に広がり、収束に向けて人々が安心して暮らせる社会を取り戻していけるよう、私たちは報道機関としての役割を一層自覚し、読者や視聴者・リスナーの期待に応えていかなければならない」と決意が述べられている。また、本年10月には関連のシンポジウムを開催した。

⁴ 一般社団法人日本新聞協会、一般社団法人日本民間放送連盟、新型コロナウイルス感染症の差別・偏見問題に関する共同声明、令和2年5月21日
[<https://www.pressnet.or.jp/news/20200521.pdf>]

インターネットメディア協会においては、倫理綱領を策定し、各媒体や団体に徹底を呼びかけているほか、自主的に勉強会やセミナーを開催してきた。ネットメディアにおける信頼性の向上のため、掲載した内容を評価できるよう、ユーザーに対するリテラシー教育も実施しており、新型コロナウイルス感染症も取り上げ、知見を共有しながら偏見や差別を抑制するような報道の在り方を模索している。

② 偏見・差別等に関する相談、SNS 等における誹謗中傷対応等

i) 都道府県による対応

今回のWG開催を契機に行われた全国知事会による全国調査によると、都道府県の約8割が偏見・差別に関する独自の相談窓口を設置しており、10県では新型コロナウイルス感染症専用の相談窓口を設置している。また、都道府県によって外国人向けや児童生徒向けの相談窓口、弁護士による法律相談窓口等、対象や目的別に相談窓口を設置している。加えて、相談対応日数の拡大、相談員の増員、社会福祉士や弁護士による緊急専門相談会の拡充等、相談体制を強化することで新型コロナウイルス感染症の発生に伴った相談需要の高まりにも対応している。

この調査によれば、相談件数は全体で1,000件超となっているが、集計していない自治体等もあり、実際の件数はさらに多いものと見込まれる。

SNS等における不適切な書込みに対しては、都道府県の半数以上がモニタリング等を行い不適切な投稿を検索し、法務局への通報や削除要請等の対策を実施している。県、市町村、民間団体が一体となった組織でモニタリングを実施し、迅速な削除要請対応を行っている香川県や、県警サイバー犯罪対策室と連携してネット書込みに係る特性や動向について情報収集を行っている山梨県、差別・誹謗中傷に対応するための部局横断型のチームを発足させ、関係行政機関や関係団体と連携して対応している長野県等、各都道府県において関係機関との連携、体制強化が進められている。

また、例えば三重県では、不適切な書込みをスクリーンショットで撮り、画像情報等を投稿できるアプリ「ネットみえ〜る」を独自に開発・運用しており、学校や警察等とも連携しながら児童を守る対応や心のケア等を実施している。

一方で、地域により取組状況に差があること、また、対策は実施しているも

のの実際に不適切な書込みを発見したのは半数程度であること⁵、LINE グループなど閉ざされたやり取りで生じる不適切な書込みは対応が難しいこと等の課題もある。

ii) 関係各省による対応

法務省の人権擁護機関においては、法務局職員や人権擁護委員が人権に関する相談を無料で受け付けており（平成31年・令和元年実績：約20万3570件）、新型コロナウイルス感染症に関連する人権相談も、令和2年3月で164件、令和2年8月で232件寄せられている。⁶（資料5参照）

人権擁護機関では、人権侵犯事件の調査救済活動として、被害者からの申告等を受け、事案の調査及び適切な措置（「調整」、「援助」、「勧告」など）を実施している（平成31年・令和元年実績：1万5420件）。人権侵犯事件の中には、インターネット上の書込みによる名誉棄損やプライバシー侵害といったものもあり、そのような場合の対応として、警察窓口の紹介、プロバイダ等への書込み削除依頼の具体的方法の助言を行っている。また、当該書込みの違法性を判断した上で、法務局からプロバイダ等へ当該書込みの削除要請を行うこともある。（資料5参照）

文部科学省においては、SNS等を通じていじめを含む様々な悩みを抱える児童生徒等からの相談を受け付ける事業を実施している。

厚生労働省においては、ホームページに、過去に新型コロナウイルスに感染したことを理由とした、人格を否定するような言動等は、職場におけるパワーハラスメントに該当する可能性がある旨を掲載し、関係団体に周知するとともに、都道府県労働局等に設置されている総合労働相談コーナーで職場におけるいじめ・嫌がらせなどの相談を受け付けている。また、顧客等からの著しい迷惑行為については、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）に基づく指針（「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」（令和2年1月15日））において、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組みを記

⁵ 将来的には、表現の自由に配慮しながらも、人工知能（AI）等を用いて、検知力を向上させていくことも選択肢として考えられる。

⁶ 3月には、外国人やクラスターが発生した施設の利用者等に対する警戒感に基づく漠然とした感染不安に起因する相談が多く見られた一方で、8月の相談は、自分や周囲の者が感染したとの情報が拡散して被害を受けたとする事案が多く見られた。

載し、周知啓発している。

今後、職場におけるパワーハラスメントを防止するため、厚生労働省において、引き続き一般の方への周知啓発や労働者からの相談への対応、事業主に対する助言指導に取り組んでいくことが必要である。

iii) 民間団体等による対応

(a) 弁護士会

日本弁護士連合会及び各弁護士会では、全国統一ダイヤルを設け、新型コロナウイルスに関する電話法律相談を実施した（令和2年4月下旬～令和2年7月下旬）。その中で、差別やプライバシー侵害、風評被害に関する質問も多く寄せられた。

また、大阪弁護士会においては、「あかん！コロナ差別 ホットライン」として、相談料無料で、偏見・差別等に関する電話相談の受付を実施した。

さらに、本年12月上旬には、日本弁護士連合会が主催する「人権週間における新型コロナウイルスと偏見・差別・プライバシー侵害ホットライン（仮題）」が実施される予定である。

(b) 法テラス

法テラスでは、新型コロナウイルス感染症に関連する差別やプライバシー侵害、風評被害も含めた法的トラブルの解決に必要な法制度や相談窓口等の情報を無料で提供するとともに、資力の乏しい方に対し、弁護士や司法書士による無料法律相談や訴訟代理等が必要となる場合にその弁護士費用等の立替えを実施している。

(c) 民間団体

ネット事業者団体である一般社団法人セーフターインターネット協会（SIA）においては、令和2年6月から、ネット上で誹謗中傷等の被害を受けている者からの相談を受け付け、SNS事業者を含めたプロバイダ等に対して削除措置を促す取組みを行っている⁷。また、ホームページにおいても

⁷ ヒアリングでは、削除依頼を行っても、プラットフォーム事業者の判断に委ねられていることから削除が困難な場合が多いこと、また、海外プラットフォームの場合には相対的に削除が困難であること、民間事業者等の第三者からの削除依頼より被害者本人からの削除依頼のほうが削除される可能性が高い場合もあるとの報告があった。

被害者からの申告を積極的に呼びかけている。

3. 今回の事例等を通じて考察できる論点

以上、ヒアリングや調査等を通じて、今回の新型コロナウイルス感染症の発生に伴って生じた偏見・差別等の行為の事例、及びそれらに対するこれまでの対応状況を整理した。

我が国の感染症対策は、基本的に法的な私権の制限は最小限に止め、互いの協力意思や善意を基盤としている。しかし、このWGで行ったヒアリング等を通じて、感染者、濃厚接触者、その家族等に対する不当な差別的な言動が存在するという実態が明らかになった。

特に感染症の発生初期には、人々の持つ未知の病に対する漠然とした不安や、特に基礎疾患のある人々や高齢の人々、その家族にとってはできる限り感染リスクを低く抑えたいという心情があり、感染症に対して強い忌避の感情が発生することはあり得ることである。ここから、ウイルスや感染症ではなく、感染者や感染対策をおろそかにしているように見える人々への処罰的な感情が生じやすい状況が生まれた可能性が考えられる。

そのような中で、今回、忌避的または処罰的な感情が暴走して深刻な人権侵害が生じるケースが発生し、これらが感染対策のみならず、社会経済活動全般に対しても負の影響を生じさせる事象が相当の規模で生じていると評価できよう。

ここでは、今後の感染症の発生等に備え、今回のヒアリング等やメディア報道等から把握できた事象のうち、とりわけ発生初期のものについて考察し、今後の教訓となる点に関して本WGの議論を整理しておく。

① 医療機関や社会機能を維持する職業への偏見・差別等の行為

医療機関の職員は、新型コロナウイルス感染症の流行中であって、院内感染や施設内感染を起こしてはいけないという緊張感のもと、感染リスクを抱えながら職務に従事してきた。また、私生活でも感染リスクを低減するよう厳しく規律した生活を余儀なくされている。

しかしながら、本WGで収集した事例では、院内感染への恐怖の背景に、発生した事実が広く社会に知られることによって、職員の日常生活が脅かされるおそれがあり、それが大きいことが明らかになった。嫌がらせを受けた、陰口を言われた、貼り紙を貼られた等の被害事例から、出勤の差し控え、家庭内の感染防止や近隣住民からの批判を回避するための別居、引っ越しを余

儀なくされた事例など、その被害は深刻である。

さらに、本 WG で収集した事例では、医療機関で働く職員の子どもの預かりを一部の保育所が拒否したことにより、職員が通勤困難になり、医療機関としての機能を低下させた例が報告された。他方、保育所においては、子どもへの流行へのおそれが保護者からも寄せられ、登園自粛を求めざるを得なくなった可能性もある。

また、社会福祉施設で働く職員についても、ひとたび感染が発生すれば重篤化しやすい利用者と、日々、数多く接することから、高い緊張感を維持しながら業務に従事している。交通・流通事業者など長距離を行き来する職業や、小売・販売事業者、警察関係者など職務上多くの人と接する職業などにおいても、地域間での感染拡大を招くことのないよう注意を払いながら社会機能の維持に努めている。このような社会機能を維持する様々な職業においても、医療機関の職員と同様の事例が報告され、各種相談窓口に寄せられていることがわかっている。

② 行政情報の公開における課題

本 WG で検討してきた差別的な言動プライバシー侵害に関わる事例の中には、地方自治体による感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）に基づく公表が発端となった事例も一部で確認されている。

感染症法第 16 条第 1 項では、厚生労働大臣及び都道府県知事は、同法の規定により収集した感染症に関する情報について、「感染症の発生の状況、動向及び原因に関する情報並びに当該感染症の予防及び治療に必要な情報を新聞、放送、インターネットその他適切な方法により積極的に公表しなければならない」と定められており、第 2 項で「前項の情報を公表するに当たっては、個人情報保護に留意しなければならない」と定められている。

さらに本年 2 月、厚生労働省から都道府県等に向けて、「一類感染症が国内で発生した場合における情報の公表に係る基本方針⁸」（令和 2 年 2 月 27 日厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡。以下「基本方針」という。）が示され、これを参考にしつつ、適切な情報公表に努めるべきとの事務連絡が出されて

⁸ この基本方針では、情報の公表の目的について、「感染症のまん延を防止し、感染症による健康リスクが個人や社会に与える影響を最小限にするため」であるとするとともに、職業、居住している市区町村、基礎疾患、国籍、医療機関名などは公表の対象ではないとしている。

いる。

このような中で、地方自治体では、個々の事例ごとに公表の仕方に苦慮し、工夫を重ねてきたが、中には、外部から詳細な情報を示すよう要求され、当初の予定以上に公表せざるを得なかった場合もあった。結果として、地方自治体が公表する情報の程度に差が生じ、感染者の検温結果や感染者と濃厚接触者らの人物関係図などの、まん延の防止に資するとは考えにくい情報を公表する事例も発生した。

これらの事例は、感染症法第 16 条の直接の対象となっていない市町村においても見られたが、より人口の少ないコミュニティでの公表は、個人が特定されるリスクを高めるものと考えられる。

③ リスクコミュニケーションの必要性

「大都市の歓楽街における感染拡大防止対策ワーキンググループ当面の取組方策に関する報告書」にも記載されているように、リスクコミュニケーションとは、「当該リスクに関係する人々が、リスクについての正しい情報及び互いの意見をやり取りするプロセス」である。その究極的な目的として、世界保健機関（WHO）は、人々が自身、そして愛する人々を守る決定を、十分なリスク情報に基づいて行えるようになることにあると指摘している⁹。

本 WG で収集した事例からは、差別的な言動の担い手側に、新型コロナウイルス感染症への恐怖が醸成されていること、他方、差別的な言動による被害を被った側においても、家族や同僚、近隣住民に迷惑をかけまいとするあまり、自らの行動歴や感染を責められるべき事実として受忍し、攻撃をやり過ぎそうとしていることが窺えた。しかし、こうした状況では、その時点で科学的に最も確かなリスク情報を冷静に受け止め、互いに確認するというプロセスが抜け落ちやすくなってしまふ。

このため、感染症発生初期はもちろん、感染状況が落ち着いている時期においても、差別的な言動の防止のためには、リスクコミュニケーション、即ち、感染対策に関わる人々（都道府県や市町村（保健所）や専門家など）と、例えば新型コロナウイルス感染症にとってハイリスクとされる場に関わる人々、近隣住民との間で、感染リスクをめぐる対話が継続的に行われることが重要である。そして、そのような対話の場の形成において、都道府県や市町村の果たす役割は大きいと考えられる。

⁹ WHO. General information on risk communication. [<https://www.who.int/risk-communication/background/en/>]

④ 流行地域と非流行地域の分断

全国知事会による全国調査によれば、都道府県外在住者や都道府県外ナンバー車所有者への誹謗中傷などの事例、同一県内での地域間の分断と軋轢が確認されている。その背景には、新型コロナウイルス感染症が流行していない地域では、感染や「村八分」の恐怖などがあると指摘されている。

流行地に比べて非流行地のほうが新型コロナウイルス感染症への恐怖は強く、ひとたびクラスターが発生した場合の社会的制裁も苛烈なものになりやすいことが窺える。

⑤ 報道機関の役割

報道機関は、感染の拡大に伴う取材方法の制約もある中で、新型コロナウイルス感染症に関するわかりやすい情報を、その媒体や番組、紙面の特性に応じて、読者や視聴者・リスナーに届けてきた。記事や素材の無償公開等により市民に伝えたい感染対策の周知が進んだほか、光の当たりにくい苦しみを抱える人々の存在を知らせたり、差別的な言動から立ち直る人々のその後を伝えたりする等、偏見・差別等の軽減にも大きく貢献してきた。また、感染を拡大させた原因として取材活動が結び付けられて、取材者自身が人々から誹謗中傷の対象となった事例があったことも忘れてはならない。

しかし一方で、本WGで収集した事例では、感染者やクラスターに関する報道に関し、感染が確認された医療機関や学校等における取材対応そのものへの負担に加え、報道を見聞きした人々からの多様な反応によって、現場が大きく圧迫されたとするものがあった。このウイルスは、気を付けていたとしても、誰もが気づかないうちに感染し、その感染経路の同定は極めて困難であるにもかかわらず、最初にウイルスが持ち込まれた経緯や感染経路の同定などに注目が集まり、関係者の落ち度を問われる場面が見られた。マスメディアは人々の情緒に強く働きかける力を持っているため、これらの事例では、報道に接したこと等により、感染者やクラスター発生場所に対して攻撃的な反応をした人々による様々な差別的な言動が、感染者やその関係者らを追い詰めていったことが窺える。

報道の発端となる、国や地方自治体からの情報の公表のあり方については、流行の早期より報道機関の関心事でもあった。地方自治体に対して迅速かつ個人に関連するものも含めた詳細な情報の公表を求める報道もあれば、情報公表とプライバシーや風評被害のジレンマに悩む報道も見られており、問題意識の持ち方は媒体や送り手によって多様な状況にある。

情報の流れが多様化する時代において、ジャーナリズムは、新興感染症の流行下において、市民の知る権利に奉仕する責任と、感染症のみならず恐怖の情動感染を抑止する公衆衛生上の責任の間で、様々な模索をしていると考えられる。

4. 偏見・差別等の防止に向け、関係者が今後更なる取組みを進めるに当たってのポイントと提言

今回、新型コロナウイルス感染症の感染が我が国で広がった時期を中心に、ヒアリングや調査等を通じて、この感染症に関連する偏見・差別等についての実態把握と考察を行った。

偏見・差別等を防止するためには、国や地方自治体をはじめ企業や事業者団体、専門職団体、労働組合、NPO、マスメディアなど関係者がそれぞれの立場で取り組んでいくことが必要である。

本WGとしては、これまでに把握できた実態と考察を踏まえ、これらの関係者が今後更なる取組みを進めるに当たって踏まえるべきポイントと提言を、以下のとおりとりまとめた。今後、関係者がこれらを参考にして、それぞれの立場で積極的に取り組んでいくことを期待するものである。

(1) 感染状況が落ち着いている「平時」から取り組むべきこと

① 感染症に関する正しい知識の普及、偏見・差別等の防止等に向けた注意喚起・啓発・教育の強化

偏見・差別等の防止のためには、まずは、感染症リスクに関する正しい知識が、できるだけ多くの市民に共有されることが必要である。

その上で、感染症発生初期の段階から、感染状況が落ち着いた「平時」も含めて、国の関係各省や地方自治体、専門職団体、学会、NPO等が、必要な連携を行いつつ、様々な機会を捉えて、「感染症に関する正しい知識の普及」に加えて、「差別的な言動の防止や、正しい情報の選択と冷静な判断を呼びかける啓発」を両輪で進めるべきである。

新型コロナウイルス感染症に関する知識のうち、差別的な言動の抑止に直接的な効果が期待されるものとしては、例えば、

- ・ 新型コロナウイルス感染症は、気を付けていたとしても、誰もが気づかないうちに感染し、誰でも感染する可能性があること
- ・ 一人の感染者が他の人に感染させている割合は低いこと
- ・ 個人の感染やクラスター発生の原因の特定は、非常に困難であり、往々

にして不可能であること（感染がどこから来たか、そんなに簡単にはわからない）

- ・ 感染者は加害者ではなく、感染症の発生は不祥事ではないこと（感染者が責められるべきではない）
- ・ 感染リスクの高い生活環境であっても様々な工夫による対処が可能であること
- ・ 効果に関する科学的な根拠の乏しい過度な対応は行わなくてよいこと等が挙げられる。

知識の普及や啓発の強化に当たっての具体的な手法として、国などで感染状況を踏まえて更新される情報・知識（「感染リスクが高まる『5つの場面』（令和2年10月23日第12回新型コロナウイルス感染症対策分科会資料）、「新型コロナウイルス感染症の“いま”についての10の知識」（令和2年10月29日厚生労働省））や、すでに地方自治体で独自に取り組まれている様々な事例があるので、それらを参考にして進めるべきである。なお、取組みに当たっては、インターネット上で強い影響力を持つ人や企業等との連携等も更に積極的に行っていくことが考えられる。

併せて、児童・生徒に対し、感染症に関する正しい知識を身につけさせるとともに、従前の情報モラル教育と偏見・差別をなくすための人権教育を充実させることが重要である。また、保護者に対して、現時点での知見や見解に基づいてこの感染症に正しく向き合うよう、啓発を続けていくことも重要である。

政府においては、内閣官房、厚生労働省、法務省、文部科学省など関係各省が、感染症に関する知見の共有や、普及・啓発活動の内容の調整を図りつつ、統一的なウェブサイトや SNS 等のツールを用いた情報発信の強化、偏見・差別の解消に向けた効果的なイベントの実施、地方自治体や関係団体等における取組みの横展開に資するため、好事例の収集及び発信等を進めていただきたい。

なお、これらの啓発・教育等については、実際にどの程度の効果があったのかを評価することも重要である。

② 感染者等に対する差別的取扱、誹謗中傷等を禁止する旨の条例の制定等

地方自治体において、感染者等に対して差別的取扱いや誹謗中傷を禁止する旨を盛り込んだ条例を制定する動き（東京都、長野県、岐阜県、三重県、鳥取県、沖縄県等）があるが、このような動きを今後の取組みの参考とすべきである。

③ 偏見・差別等に関する相談体制の強化、SNS 等における誹謗中傷への対応等

偏見・差別等の被害を受けた方を的確に支援するためには、まずは、相談者が相談内容に応じて適切な相談窓口にアクセスできるよう、各相談窓口の特徴を整理し、インターネット等で周知することが必要である。

また、相談者の相談内容に応じて適切な機関に事案を引き継げるよう、地方の実情に応じて、関係機関同士で相談窓口の連絡先を共有するなど、平時から相互連絡を徹底することが重要である。

更に、各機関の研修等を通じて、専門家等から得た感染症に関する正しい知識・知見が得られるようにすることにより、国が設置するものを含む各相談窓口が様々な相談に的確に対応できるようにすることが重要である。

また、外国人を対象とした差別的な言動に関する事例も多くみられることから、いくつかの地方自治体において既に実施されているような、外国人の方等に向けた偏見・差別等の行為に関する相談窓口による対応は、今後重要となると考えられる。

更に、より一層、相談しやすい環境整備のため、既に取り組みられているような相談対応日数の拡大等に加えて、今後は、SNS 等を活用した相談体制の整備も検討されるべきである。

SNS 等を利用した誹謗中傷への対応については、総務省において、本年9月に「インターネット上の誹謗中傷への対応に関する政策パッケージ」を公表するなど、不適切な書込みに関する被害者等からの相談対応の充実や体制整備を図るとともに、迅速かつ確実な被害救済に向けて、発信者情報の開示の在り方の見直しを進めているところであり、関係機関等がこれらの政策の進捗を踏まえた取組みを更に進めることを期待したい。

④ 悪質な行為には法的責任が伴うことの市民への周知

既に述べたように、感染者等に関する差別的な言動の中には、民事上の損害賠償責任が発生するものや、刑事責任が発生するものが存在する¹⁰が、そのことについて一般に周知することには、これらの行為に対する抑止効果が期待できると考えられる。このため、まずは政府において、これらの行為の

¹⁰ 本 WG でも、料理店名を名指して「従業員が感染している」等事実無根の情報を SNS で拡散させ、名誉棄損の疑いで書類送検された事例が報告されている。

法的効果について市民に周知していただきたい。

⑤ 新型コロナウイルス感染症の特性を踏まえた情報公表に関する統一的な考え方の整理

厚生労働省から都道府県等に向けて参考資料として示された基本方針は、2019年12月にエボラ出血熱を想定して作成されたものであることから、新型コロナウイルス感染症の特性を踏まえた個人情報の取扱いを必ずしも想定していない。このため、政府は、クラスター分析を多く行う新型コロナウイルス感染症の特性を踏まえ、地方自治体の行う情報の公表¹¹について、あらためて国として新型コロナウイルス感染症に則した考え方を示すことを検討していただきたい。その際には、公表するのはまん延防止に資する情報に限った上で、個人情報保護とまん延防止に資する情報公表の要請についてバランスを取ることを基本とすべきと考える¹²。

なお、事業所や学校等において、従業員や学生等に感染者が発生し、消費者や近隣住民等に対する説明責任を果たす等の観点から関連情報の公表が行われることがあるが、この場合には、個人情報の保護の要請の一方で、「包み隠さず話す」要請も強くなりがちであり、どのような情報をどこまで公表すべきかが問題となり得る。この点については、今後も事例の蓄積と検討が必要と考えられる。

少なくとも、事業所や学校等の単位で感染者や濃厚接触者の性別や年代を公表すると、規模の小さいコミュニティでは容易に個人を特定しうることや、性的少数者のアウティングにもつながり得るため、性別や年代の公表は、原則行うべきではないと考えられる。

¹¹ この基本方針では、「不特定多数が感染している可能性があるクラスターの取扱い等」について、感染者に接触した可能性のある者を把握できない場合に、感染者と接触した可能性のある者を把握するために、不特定多数と接する場所の名称などを公表することなどとしている。

¹² なお、既に運用されている接触確認アプリのようなデジタル・ツールは、感染リスク等をユーザーにピンポイントで通知でき、きめ細かい個別の対応をとることを可能にするため、必要以上の情報公開により生じ得る偏見・差別等を抑制できる可能性がある。今後、プライバシーや個人情報保護に配慮しつつこのようなデジタル・ツールの開発・実装を進める中で、これに対応した公表基準の在り方についての検討も継続的に行われるべきである。

⑥ 非流行地における啓発等

全国知事会の調査によれば、現時点においても、相談窓口のない地方自治体もある状況である。しかし、いつ、どのように感染が広がってもおかしくない状況にあり、非流行地も含めてできるだけ早く相談窓口を設けたうえで、当該地域で起きそうな問題の洗い出しや住民への啓発などの準備を進めておくことが、差別的な言動等による被害の防止につながると考えられる。

また、「シトラスリボンプロジェクト」のような市民運動が、非流行地を含む各地方自治体に広がっていくことにより、住民への啓発となることに期待したい。

なお、このような取組みと並行して、「新しい旅のエチケット」をはじめとする感染防止の意識向上について、国、地方自治体、事業者団体等が連携して取り組んでいくことは必要なことである。

⑦ 報道の在り方

これまで、報道機関において様々な取組みが行われてきていることは評価したいが、その上で改めて、このウイルスの特性に適した問題設定を持った報道、知る権利への奉仕と個人情報の保護のジレンマに正面から向き合った報道、差別的な言動を軽減するための報道、誤った風説に対するファクトチェックなどの役割に期待する。

また、これまでの新型コロナウイルス感染症の報道をめぐって、自律的に、不断に検証を進めることも重要と考える。こうした検証を通じて、次の新興感染症の流行への備えとなり、知見が蓄積されていない時期にどのような報道をすべきなのかの教訓になるものと考えられる。

感染症を社会が受け止め、克服するためには、メディアの力が不可欠である。そして現代では、マスメディアとソーシャルメディアが複雑に絡み合った情報空間でリスク情報が構築される。このリスク情報を踏まえたコミュニケーションが目指すのは、WHOも指摘するように、人々が十分なリスク情報と理性に基づき、自分自身を、そして他の人々、ひいては社会を守る判断を行えるようになることである。報道機関やインターネットメディア関係者が、この目標への先導役を果たすことを期待する。

⑧ 新型コロナウイルス感染症対策に関する施策の法的位置づけ等

以上のような施策を国、地方自治体や事業者団体等が連携してより実効的

に推進するためにも、政府は、感染症法の前文や感染症法に基づく基本指針（「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」（平成11年厚生省告示第115号））に規定された患者等の人権尊重等の基本理念を様々な機会を捉えて広く国民や関係者に周知することと併せて、感染者等に対する偏見・差別等の防止のための啓発・教育や差別的な言動を受けた方への相談等の支援など、偏見・差別等の防止のための施策全般について、感染症法や特措法等の法律に基づいた施策としての位置づけを持たせることを検討していただきたい。

また、政府においては、地方自治体がこれらの施策を推進するため、専門的な見地からの支援や財政支援をはじめとする各種支援策を講じていただきたい。

（2）クラスター発生時等の「有事」に取り組むべきこと

本検討会でヒアリングを行った事例にもあるように、クラスター発生時等のようないわば「有事」においては、当事者が感染防御措置、感染者への治療等の対応に忙殺されている中で、偏見・差別等に基づく攻撃が寄せられることがある。このような場合には、行政はじめ関係者が以下のいくつかの事項にあらかじめ備えておき、必要なタイミングで情報提供等の支援を行うことが重要と考えられる。

① 報道機関への対応

クラスター発生直後や対応の渦中における報道機関への対応は、関係者にとって相当の負担となりうる。このため、感染者の個人情報の保護に留意しつつ適切な情報公開を行うような公表の仕方について、事業所があらかじめ行政と調整しておくことが有効と考えられる。

とりわけ医療機関・介護施設等の場合、報道機関への対応を含めて感染者が発生した場合の事前の想定をしておくことが望ましい。加えて、あらかじめ組織内の感染症対策を公表しておくことも、院内・施設内感染対策の信頼性を確保する観点から有用と考えられる。

② 保育所等における感染対策等の支援

発生直後から、医療機関等の職員の子どもについて一部の保育所等で登園を断られるケースが見られたが、これに対しては、国や地方自治体が必要に応じて保育所等に対して適切な働きかけを行うとともに、医療機関等における院内感染の発生を完全に防ぐのは困難であることを発信することが必要と

考えられる。

また、医療機関等の職員の生活を支える保育所や介護施設等における感染対策についても、医療機関と同様に、その時点での最新かつ正確な情報が十分に周知されることが必要である。

特に保育所については、感染症流行の有事においてもできるだけ閉鎖されないよう、地方自治体等が感染対策の重点的な支援を行い、保育士ら職員や園児の安全を守りながら、医療機関等の社会機能を維持する職業に従事する者の子どもの保育に従事できるようにする必要がある。

こうした取組みは、保育所等への差別的な言動を防止することにも寄与すると考えられる。

③ 地方自治体や専門家等による情報の発信

国及び市町村を含む地方自治体は、有事対応中においては特に、感染者や事業者等に対する懲罰的なメッセージを出すことは避けるべきである。療養に専念すべき感染者やその家族を傷つけ、対応にあたっている関係者の意欲を大きく低下させるためである。

むしろ、専門家と協働する等により、差別的な言動の発生を防ぐため、住民に向けた発信を強化すべきである。これらには平時に行っているものの繰り返しも含まれる。具体的には、4（1）①で列挙したことに加えて、

- ・ 感染者の早い回復を願うこと
- ・ 感染者や関係者への叱責や、クラスター発生を不祥事のように扱うことは、地域における早期収束や社会経済活動の足かせとなり得るため、温かく見守ること

等を発信すべきである。

④ 「偏見・差別等の行為は許さない」メッセージや応援メッセージの発出

今回ヒアリングを実施した立正大学浜南高等学校の事例では、文部科学大臣や島根県知事、松江市長が、感染症への誤解に基づく非難は許されないと趣旨のメッセージを出し続けたことは、差別的な言動への抑止力になると実感したとの報告があった。

また、今回、地方自治体が医療従事者等に対して応援メッセージを募集・公表する取組みや、職能団体が著名人による医療従事者等への応援メッセージを募集・公表する取組みが行われた。

このように、クラスター発生時に、行政のトップ自らが、SNSを含む様々な媒体により、差別的な言動は許さない旨や感染者が不当に重い責任を負わさ

れるべきではない旨のメッセージを発信すること、様々な主体が応援のメッセージを発することは、差別的な言動の防止のためにも大きな意義がある。

(3) 謝辞及びWGの今後の役割

本WGでは、関係者等からのヒアリング等によって把握した偏見・差別等の行為に関する実態、そこから考察できる論点、及び今後、国や地方自治体、関係団体・NPO等が取り組みを進めるに当たって踏まえるべきポイントや提言についての取りまとめを行った。

今回の取りまとめに当たって、ヒアリングに御協力いただいたインターネットメディア協会、相模原中央病院、公益社団法人日本看護協会、公益社団法人全国老人福祉施設協議会、日本弁護士連合会及び立正大学淞南高等学校の皆様、全国調査を行っていただいた全国知事会の皆さま、意見書等の提出をいただいた特定非営利活動法人akta、認定特定非営利活動法人ぷれいす東京、特定非営利活動法人アフリカ日本協議会、一般社団法人日本新聞協会及び一般社団法人日本民間放送連盟の皆様にご心から御礼を申し上げます。

今後は、適宜、本WGを開催し、引き続き、ヒアリング等を通じた実態把握や分析を行うとともに、求めに応じて、関係府省や地方自治体等の施策や取り組みについて、本WGまたはその構成員である専門家等が助言・支援等を行っていくこととしたい。

5. 終わりに

感染したということ自体を非難し、責めるという行為は、それ自体がその人に責任を問うことのできない行為を非難することになるばかりでなく、自分の症状に疑いをもつ人、あるいは濃厚接触者などが、学校や職場、地域で非難にさらされることを恐れて検査を受けなかったり、症状が重篤化するまで受診しないという対応を呼び起こし、その結果かえって社会に感染が広まるという本末転倒の事態を招く。このことが社会全体ではっきりと認識されなければならない。

まして、医療従事者やその家族に対する差別的な言動は、この感染症と最前線で戦っている人々の士気を削ぐだけでなく、保育園を利用できないなどの理由で職場から離れざるを得なくなる人を増加させ、医療現場の厳しい状況をさらに悪化させるのである。この感染症との戦いにおいて、私たちが最も恐れなければならないのは、医療崩壊なのであるから、このような事態の発生を許してはならない。

私たちがなすべきなのは、感染してしまった人を非難したり糾弾することは無益であるばかりでなく有害であることをしっかりと認識することである。そのような認識を社会共通のものとすることができれば、検査陽性者や感染者は余計な心配をせずに治療に専念でき、快復した人は地域社会に快く迎えられるようになるであろう。リスクを引き受けてこのウイルスと格闘している医療従事者をはじめ、社会機能を維持する職業の人々も、差別的な言動によって足を引っ張られることなく、誇りを持ってその業務に全力を尽くせるようになるであろう。

加えて、医師や保健所の判断よりも厳格に人を休ませたり、遠ざけたりする行為や、過度な消毒を求める行為なども、差別的な言動の遠因になりうることも知っておくべきである。

私たちは、いつ、症状を呈するか、検査で陽性になるか、感染者や濃厚接触者になるかはわからない。家族・親族や親しい友人などの間でも、互いが持っているリスク情報を確認しあい、対話をしておくことが重要である。

ともにウイルスの脅威に晒されながらも、手を取り合ってその克服を目指す連帯感に満ちた温かい社会こそ我々が求めるべき社会であり、それこそが、この時代の新しい生き方なのではなかろうか。

以上

偏見・差別とプライバシーに関するワーキンググループの開催について

2020年9月1日

1 趣旨

- 現状、新型コロナウイルス感染症を巡って、以下のような課題が指摘されている。
 - ・ 感染者、濃厚接触者、医療・介護従事者等、更にはその家族に対する偏見、差別や感染リスクが高いと考えられる業種や事業者への心ない攻撃などが問題となっている。これらについての実態把握や、これを踏まえた相談や啓発などが求められている。
 - ・ 感染者等に関する情報が公開された結果、まん延防止に資する範囲を超えて、個人のプライバシーの侵害に当たるおそれがある場合が生じているとの指摘がある。感染者や濃厚接触者が安心して積極的疫学調査に協力でき、自治体間の情報共有・連携も促進できるような、「信頼の連鎖」の構築が必要となっている。
- 上記について検討するため、新型インフルエンザ等対策有識者会議新型コロナウイルス感染症対策分科会の下で、「偏見・差別とプライバシーに関するワーキンググループ」を開催する。

2 具体的な進め方等

- 上記のような感染者等及びこれらの家族等に対する偏見・差別、心ない加害行為等に関する実態把握や関係者（感染者・回復者や感染者が発生した飲食店など）のヒアリングを実施する。
- それらを参考に、相談窓口や国民向けの啓発の在り方（相談窓口の更なる活用方法や国・自治体からの普及啓発に向けたアプローチなど）について議論を行って報告書を取りまとめ、分科会に報告・公表するとともに自治体や相談窓口、企業、マスメディアなどの積極的な取り組みにつなげる。

3 構成員（別紙のとおり）

4 事務局

厚生労働省、法務省及び文部科学省の協力の下に、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室で行う。

(別紙)

「偏見・差別とプライバシーに関するワーキンググループ」

【構成員】

- ◎中山 ひとみ 霞が関総合法律事務所弁護士
- 武藤 香織 東京大学医科学研究所
- 石田 昭浩 日本労働組合総連合会副事務局長
- 押谷 仁 東北大学大学院医学系研究科微生物学分野教授
- 鈴木 英敬 三重県知事
- 吉田 奨 セーフアーインターネット協会専務理事
- 松原 洋子 立命館大学副学長
- 山本 龍彦 慶應義塾大学大学院法務研究科教授

◎：座長

○：副座長

偏見・差別とプライバシーに関するワーキンググループ 検討経緯

第1回（令和2年9月1日）

- ・新型コロナウイルス感染症等の感染症に起因する偏見・差別の現状と対応
 - ①偏見・差別に対する考え方
 - ②実態・取組の事例
 - ③今後の検討に向けて

第2回（令和2年9月24日）

- ・報道やSNS等における偏見・差別や誹謗中傷に係る取組や課題等に関するヒアリング
- ・偏見・差別の解消に向けた自治体における取組

第3回（令和2年10月16日）

- ・関係団体における実態及び取組等に関するヒアリング
- ・自治体における実態及び取組等に関するヒアリング
- ・関係省庁における取組等について

第4回（令和2年11月6日）

- ・ワーキンググループにおけるこれまでの議論のとりまとめについて

偏見・差別とプライバシーに関するワーキンググループ 配布資料一覧

<第1回>

- 資料1 偏見・差別とプライバシーに関するワーキンググループの開催について
- 資料2 偏見・差別とプライバシーに関するワーキンググループ発足までの経緯
(押谷、中山、武藤委員提出)
- 資料3 感染症と偏見、差別、スティグマに関する主な論点(武藤、松原委員提出)
- 資料4 「差別」と「プライバシー」の定義について(中山委員提出)
- 資料5 問題意識(山本委員提出)
- 資料6 検討課題(案)について
- 資料7 今後の進め方(案)
- 資料8 日本労働組合総連合会(連合)に寄せられた相談(石田委員提出)
- 資料9 偏見・差別の実態等について(鈴木委員提出)
- 資料10 厚生労働省における取組について
- 資料11 文部科学省における取組について
- 資料12 法務省における取組について
- 資料13 偏見・差別等に関する自治体等の取組

<第2回>

- 資料1 新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷情報への対応
(吉田委員提出)
- 資料2 新型コロナウイルスに関するインターネットメディア協会の取り組み
(インターネットメディア協会瀬尾傑代表理事提出)
- 資料3 偏見・差別の解消に向けた自治体における取組(鈴木委員提出)
- 参考資料 第1回WGにおける主な意見等について

<第3回>

- 資料1 偏見・差別とプライバシーに関するワーキンググループ関係資料
(相模原中央病院中野太郎院長提出)
- 資料2 医療現場における差別・偏見の実態、課題と対応策
(公益社団法人日本看護協会鎌田久美子常任理事提出)
- 資料3 新型コロナウイルス感染症に伴う偏見・差別への対応について
(公益社団法人全国老人福祉施設協議会木村哲之副会長提出)
- 資料4 偏見・差別とプライバシーに関する取組について
(日本弁護士連合会關本喜文副会長提出)
- 資料5 メガクラスター対応時の偏見・差別対策とプライバシー保護の取組について
(立正大学淞南高等学校北村直樹校長提出)
- 資料6 偏見・差別の実態と取組等に関する調査結果(鈴木委員提出)
- 資料7 法務省の人権擁護機関における人権相談等の取組について
- 資料8-1 新型コロナウイルス関連の”差別”について
- 資料8-2 新型コロナウイルス差別・偏見をなくそうプロジェクト

(※) 提出元無記載の資料は事務局提出